

「平成30年7月豪雨災害義援金」の受付期間の再延長について

日本赤十字社では、平成30年台風7号及び前線等に伴う大雨災害により被災された方々への支援のため、義援金の受付を開始しておりますが、現在も復旧・復興中であるため、次のとおり受付期間を延長することとしました。

つきましては、引き続き皆様のあたたかいご支援をよろしくお願いいたします。

義援金をお寄せいただいた皆様に、心より感謝申し上げます。

※ お寄せいただいた義援金は、被災地県に設置される災害義援金配分委員会を通じて、全額が被災地へ届けられます。

1 義援金名

「平成30年7月豪雨災害義援金」

2 受付期間

令和4年6月30日（木）まで

3 受付方法

(1) 窓口持参

次の窓口で受け付けています。

- ・ 保健福祉課（げんき21）
- ・ 生田原支所地域住民課
- ・ 丸瀬布支所地域住民課
- ・ 白滝支所地域住民課

(2) ゆうちょ銀行・郵便局

口座記号番号「00130-8-635289」

口座加入者名「日赤平成30年7月豪雨災害義援金」

※ ゆうちょ銀行・郵便局窓口での取扱いの場合、振込手数料は免除されます。

※ 受領証の発行を希望する場合は、通信欄に「受領証希望」とご記入ください。

(3) 銀行振込

受付窓口	金融機関名	口座番号	口座名義	受領証発行に係る連絡先
日赤本社	三井住友銀行 すずらん支店	普通 2787545	日本赤十字社 (ニホンセキジユウジヤ)	日本赤十字社 パートナーシップ 推進部 (Tel:03-3437-7081)
	三菱UFJ銀行 やまびこ支店	普通 2105538		
	みずほ銀行 クヌギ支店	普通 0620405		

※ 金融機関によっては、振込手数料がかかる場合があります。

※ 受領証の発行を希望する場合は、各「受領証発行に係る連絡先」に次の内容をご連絡ください。

- 住所
- 氏名（受領証の宛名）
- 電話番号
- 寄付日

- 寄付額
- 振込金融機関名及び支店名

4 税制上の取扱いについて

個人については、所得税法第78条第2項第1号、地方税法第37条の2第1項第1号及び第314条の7第1項第1号に規定する寄附金、法人については、法人税法第37条第3項第1号の規定に基づく寄附金に該当します。